

# ICTを用いたカンファレンス等の要件について

- カンファレンス等におけるICTの活用は、いずれの場合も「やむを得ない場合」に限り認められている。
- ICTの活用については、医療資源が少ない地域の場合とその他の地域の場合で要件に差を設けている。  
また、退院時共同指導料は医療資源が少ない地域における活用しか認められていない。

	医療資源が少ない地域に該当する場合の要件	その他の地域の場合の要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止対策加算(※)</li> <li>・入退院支援加算(※)</li> <li>・ハイリスク妊産婦連携指導料</li> <li>・在宅患者緊急時等カンファレンス料(※)</li> <li>・在宅患者訪問褥瘡管理指導料</li> <li>・精神科在宅患者支援管理料2のイ(※)</li> <li>・精神科在宅患者支援管理料2のロ</li> <li>・多機関共同指導加算</li> </ul>	<p>※ 医療資源が少ない地域とその他の地域でともに活用可能だが、前者の要件をより緩和している</p>	<p>いずれの場合も「やむを得ない場合」に限りICT(ビデオ通話に限る)を活用可能</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・退院時共同指導料</li> </ul>		

## 参考：やむを得ない場合の解釈（平成30年3月30日疑義解釈（その1）問212抜粋）

### 再掲

(問) 感染防止対策加算、入退院支援加算1、退院時共同指導料1の注1、退院時共同指導料2の注1及び注3、ハイリスク妊産婦連携指導料1及び2、在宅患者緊急時等カンファレンス料、在宅患者褥瘡管理指導料、精神科在宅患者支援管理料、訪問看護療養費の退院時共同指導加算、在宅患者緊急時等カンファレンス加算、精神科重症患者支援管理連携加算における、カンファレンスや面会、共同指導について、やむを得ない事情により対面が難しい場合、「リアルタイムでの画像を介したコミュニケーション（ビデオ通話）が可能な機器を用いた場合、とあるが、

- ① やむを得ない事情とはどのような場合か。
- ② 携帯電話による画像通信でもよいか。

(答) ① 天候不良により会場への手段がない場合や、急患の対応により間に合わなかった場合、患者の退院予定日等の対応が必要となる日までに関係者全員の予定確保が難しい場合などをいう。

- ② リアルタイムで画像を含めたやり取りが可能であれば機器の種類は問わないが、個人情報や画面上で取り扱う場合は、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠した機器を用いること。